

## 定期観光バス運行実証実験事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）は、定期観光バス路線の確保・維持により、県内での滞在型・周遊型観光の促進、観光客の満足度・利便性の向上及び受入態勢の充実・強化を図ることを目的に、県内で定期観光バスを運行する法人等に対し、予算の範囲内において定期観光バス運行実証実験事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付等に関しては、宮城県補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）の定めに従うほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てを満たす法人等とする。

- (1) 宮城県内に本店又は主たる事業所を有する法人であって、消費税及び地方消費税並びに地方税の全ての税目を滞納していないこと。
- (2) 補助金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

### (補助対象事業)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号をすべて満たすものの中から審査選考により選定された運行事業とする。

- (1) 県内の主要交通拠点を発着地とし、県内の観光地・観光施設等を巡る定期観光バスを運行する事業。ただし、定期観光バスは、原則として週2日以上、1ヶ月以上にわたって運行されるものであること。
- (2) 乗合バス形式による運行で、国土交通省への申請を道路運送法（昭和26年法律第183号）第21条（短期間の実証実験）により行うものであること。
- (3) 宗教、政治、興行、視察、大会等への参加を目的とするものでないこと。
- (4) 他の補助制度の補助対象となっていないこと。

2 会長は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、予算の範囲内において1出発日当たり30,000円×台数を補助金として交付する。

### (交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）を会長に提出するものとし、その提出期限は会長が別に定める。

2 前項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 定款、役員名簿等、資金管理に関する状況が分かる書類
- (3) 納税証明書（県税）
- (4) その他会長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 会長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容及び経費の配分の変更をする場合においては、計画変更承認申請書(様式第3号)により会長の承認を受けること。ただし、補助事業の内容の変更が軽微であって、補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合には、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)により会長の承認を受けること。
- (3) 他の助成金等の交付を受けることとなった場合(予定又は見込みを含む)は、速やかに会長に報告すること。

(状況報告等)

第7条 補助対象者は、会長が補助事業の遂行及び支出の状況について報告を求めたときは、速やかに補助事業の遂行及び支出の状況を会長に報告するものとする。

2 会長は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、事業完了後、原則として1か月以内に事業実績報告書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

2 前項の規定により事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書(様式第6号)
- (2) その他会長が必要と認める書類

3 協議会は、第1項の実績報告を受けた場合には、その書類の内容を審査し、必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は必要に応じて現地調査を行い、補助事業が適正に行われたかどうかを調査することができるものとする。

(請求書の提出及び補助金の交付)

第9条 会長は、前条の実績報告が適当と認めるときは、補助金の額を確定して申請者に通知し、申請者は速やかに補助金交付請求書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第10条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する協議会の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 11 条 会長は、補助金の交付決定後に、申請又は報告の内容に虚偽が認められ不正に補助金の交付を受けたことが判明した場合は、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。既に補助金が支払われている場合は、申請者は取消しに係る補助金を速やかに返還しなければならないものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 5 月 8 日から施行し、令和 8 年度予算に係る補助金に適用する。